

平成20年度 中小企業庁支援策のご案内

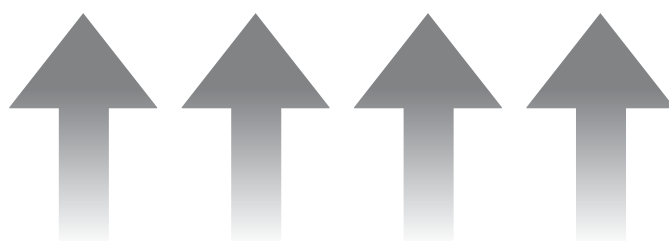
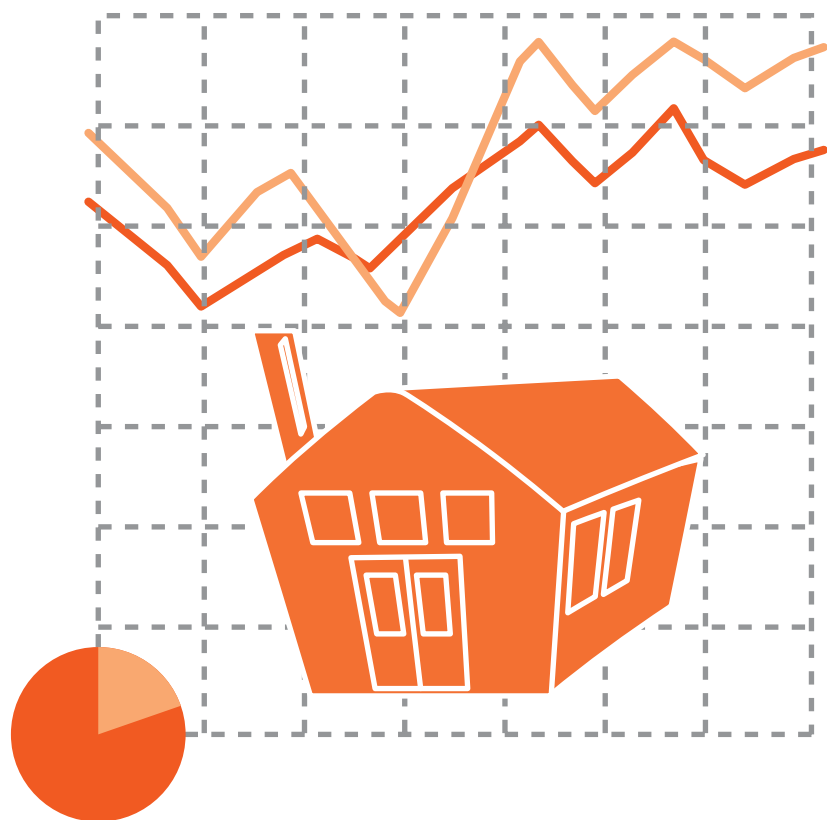


経営
サポート

下請適正取引を支援します

下請適正取引等の推進のためのガイドライン・下請かけこみ寺
をご活用下さい。

「下請取引支援」



中小企業庁

1 下請適正取引等の推進のためのガイドラインをご活用ください!

中小企業の生産性向上のため、平成19年6月、下請事業者と親事業者の“win-win”の関係づくりを目指し、以下の8業種に「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」が策定されました。

- 〔 ①素形材 ②自動車 ③産業機械・航空機等 ④繊維 ⑤情報通信機器 ⑥情報サービス・ソフトウェア ⑦広告 ⑧建設業 〕

これら8業種に加え、「トラック運送業」、「建材・住宅設備産業」についてもガイドラインを策定します。

ガイドラインには、業界の特性に応じたベストプラクティス事例等が示されており、ガイドラインが幅広く活用されることによって、下請事業者と親事業者の間の望ましい取引関係の構築が期待されます。

【ベストプラクティスの事例】

- ・原材料について、価格スライド制をとっており、毎月値決めしている。
- ・調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親・下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減、成果は両者でシェア。

2 下請かけこみ寺を設置します!

下請かけこみ寺を47都道府県に整備し、きめ細かな取引相談、迅速な紛争解決、ガイドラインの説明会を開催するなど、適正取引を推進します!

◆各種相談の対応

中小企業が抱える取引に関するさまざまな悩み・相談等に対して下請代金法や中小企業の取引問題に知見を有する専門家が親身になって耳を傾け、適切なアドバイス等を行います。

◆裁判外紛争解決手続(ADR)を活用した迅速な解決

中小企業が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が紛争解決のための調停手続等を行います。

◆「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発

中小企業に対するガイドラインの説明会を業種毎に開催するなど、普及啓発を図ります。



【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

下請かけこみ寺本部:(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6655(専用ダイヤル)

下請かけこみ寺:各都道府県下請企業振興協会(巻末参照)

【下請代金支払遅延等防止法】

・親事業者と下請事業者の間の「適正な取引の実現」と「下請事業者の利益を保護」を目的としています。

・下請代金の支払遅延、減額、買いたたきなどを取締ります。平成18年度は約12万社の親及び下請事業者に対して、下請取引に関する書面調査を実施しました。その情報を活用し、約4千社の親事業者に対して警告文書を発出するとともに、約1千社の親事業者に対して立入検査を行いました。その結果、違反行為が見られた約900社の親事業者に改善指導をしました。

・下請代金法では、①親事業者が守らなくてはならない4つの義務と、②行ってはいけない11の禁止行為が定められています。

■改善指導、勧告等を行います

悪質な違反者に対しては、原状回復を求めるとともに、再発防止策を講じるよう、改善勧告を行います。勧告を受けた事業者は、企業名を公表される場合があります。

■情報提供について

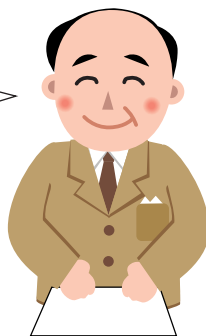
親事業者から買いたたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為を受けているなど、下請取引上の問題のある場合には、積極的に全国の相談窓口へ情報提供して下さい。なお、その情報提供に係る秘密は必ず守りますので、ご安心下さい。

親事業者が守らなければならない4つの義務

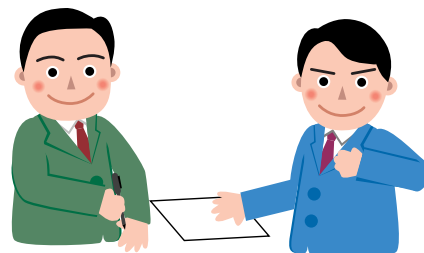
発注
契約

①発注の際は、**書面**を作成してその書面を直ちに**下請事業者に渡す**必要があります。

こちらの注文書の内容をお願いします。



口頭発注はトラブルの元です。



発注書面の記載事項が定められています。

②発注書面には、「**支払期日**」を定め、記載する必要があります。

③取引が完了した後も、取引の内容を**記録**し、**2年間保存**する必要があります。

納入

④支払が遅れた場合は、**遅延利息を支払う**必要があります。(年率14.6%)

物品等を受領した日から60日以内に！



納品してからもう60日を超えたから利息をもらわなくては

代金
支払

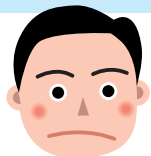
親事業者の行ってはいけない11の禁止行為

以下の行為は全て「禁止行為」です

受領拒否

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注した物品等を受領しないことです。発注の取消しや納期の延期も受領拒否になります。

今、倉庫が一杯なんだよ、来週の納品にしてくれる？



期日どおりに納品したんですけど～



下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等の受取日から、60日以内で定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に下請代金を支払わないことです。

納品して3ヶ月経っているけど、まだ検査が終わっていないので払えないよ。



払ってくれないと困りますよ～



下請代金の減額

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

今月厳しいからさ。値引きしてよ！



ちゃんと払ってくれないと困りますよ～



不当返品

下請事業者に責任がないにも関わらず、受領した物品等を返品することです。

お客さんからキャンセルが出ちゃってね～。いらなくなっちゃったよ。



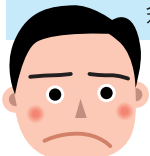
困りますよ。注文どおりに作ったのに～



買ったたき

下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方向的に定めることです。

来月から、全ての納品単価を20%カットしてくれ。でも、話し合う余地は一切ないからね。



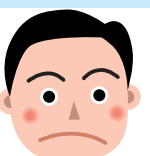
そ、そんな無茶苦茶ですよ～



物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービス等の利用を強制することです。

このイベントチケット買わないと、仕事を出さないぞ！



そんな物必要ないのに～。でも仕事もらえないと困るしな～



報復措置

下請事業者が親事業者の下請代金法の違反行為を所管官庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取扱いをすることです。

なんで言いつけたんだよ。もう仕事はやらないぞ！



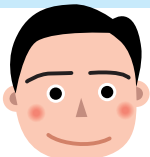
え～。そんな困りますよ～



有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請事業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。

最近、原材料費が高くてさ～すぐ支払ってくれる？



下請代金をもらっていないのに支払うのですか！



割引困難な手形の交付

下請代金の支払いに際して、一般的な金融機関で割引が困難な手形（例えば繊維業は90日超、その他の業種は120日超の長期手形など）を交付することです。

支払いはこれでね。



手形180日



こんな長いサイトの手形じゃ困りますよ～

不当な経済上の利益の提供要請

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自己のために下請事業者に対して、金銭・役務の提供をさせることです。

来週、人をこちらによこして、仕事手伝ってくれない？



そんな～。
うちだって忙しいのに～

不当な給付内容の変更、不当なやり直し

下請業者に責任がないにも関わらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することです。

仕上がりを見ただけだよ～、やっぱりこのポスターを赤にしてくれない。でも、費用は負担できないから。



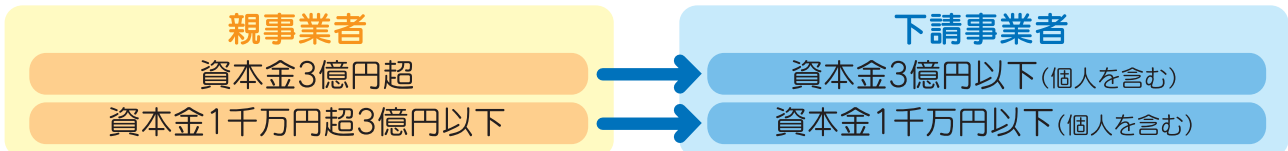
いまさら、そんなこと言われても困りますよ～

下請代金支払遅延等防止法の詳細についてはHPをご覧ください。

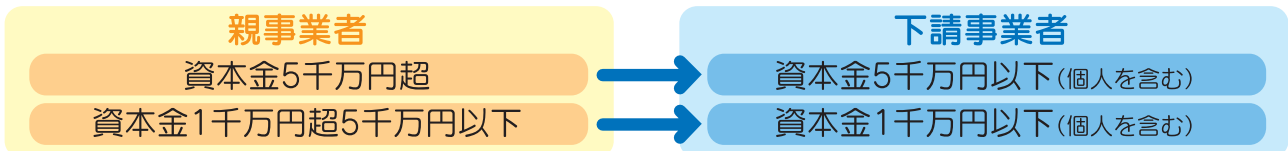
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

参考 親事業者、下請事業者の定義

- ◆物品の製造委託・修理委託
- ◆情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）
- ◆役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- ◆情報成果物作成委託（プログラム作成に係るものを除く）
- ◆役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）



参考 講習会の実施

下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を開催しています。

下請取引適正化推進講習会（毎年11月） 中小企業庁、公正取引委員会

下請取引改善講習会（通年） （財）全国中小企業取引振興協会

※実施会場については、下記問い合わせ先まで

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)
（財）全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688(直)

4

下請中小企業振興法

下請中小企業の振興のための支援策を講じています。

親事業者が協力すべき事項(「振興基準」)

「振興基準」には、親事業者が下請事業者に配慮すべき事項等が記載されています。親事業者は、下請事業者に対する発注量の平準化や納入頻度の適正化、取引停止の予告などに協力してください。

例えば、(振興基準 第2 7))
取引停止は、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告



明日から取引しないよ！
うちも厳しくてさ～



そ、そんな……従業員の生活はどうすれば……！

また、対価の決定や納品の検査などについては、双方の話し合いによって取決めてください。

例えば、(振興基準 第4 1.1))

取引対価は、取引数量、品質、材料費、労務費、運送費、市価の動向等を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、双方で協議の上決定。

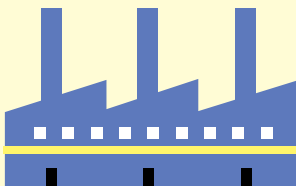
(平成19年11月27日、原油価格等の上昇及び年末の金融繁忙期であることを踏まえ、関係事業者団体に対し、下請事業者への配慮を行うよう要請しました。)

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

下請事業者の支援(「振興事業計画」)

複数の下請事業者と親事業者が協力して事業計画を作成し、国の認証を受けて事業を行うとき、金融上の支援措置が受けられます。

振興事業計画の事例 A社(自動車部品製造)と下請事業者19社の共同事業



親事業者

親事業者の協力事項

発注契約の長期化(1~2年)、設計の明確化(コンピューターによる図式化・数値化)、取引停止の予告(十分な時間的余裕をもって)等

共同
作業

物流効率化のため物流配送センターを共同で設置等

下請事業者



下請事業者の努力事項

設計技術の向上(親事業者向上での実習)、技能の向上(資格取得講習会の開催)、公害管理者の育成

こうした共同事業によるメリットの他に、次の支援措置があります。

①高度化資金貸付

工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付

②中小企業信用保険法の特例

事業に必要な資金について、流動資産担保保険の特例措置

○付保限度額の別枠化(2億円→4億円)

○保険料等の引き下げ(0.46%→0.29%)

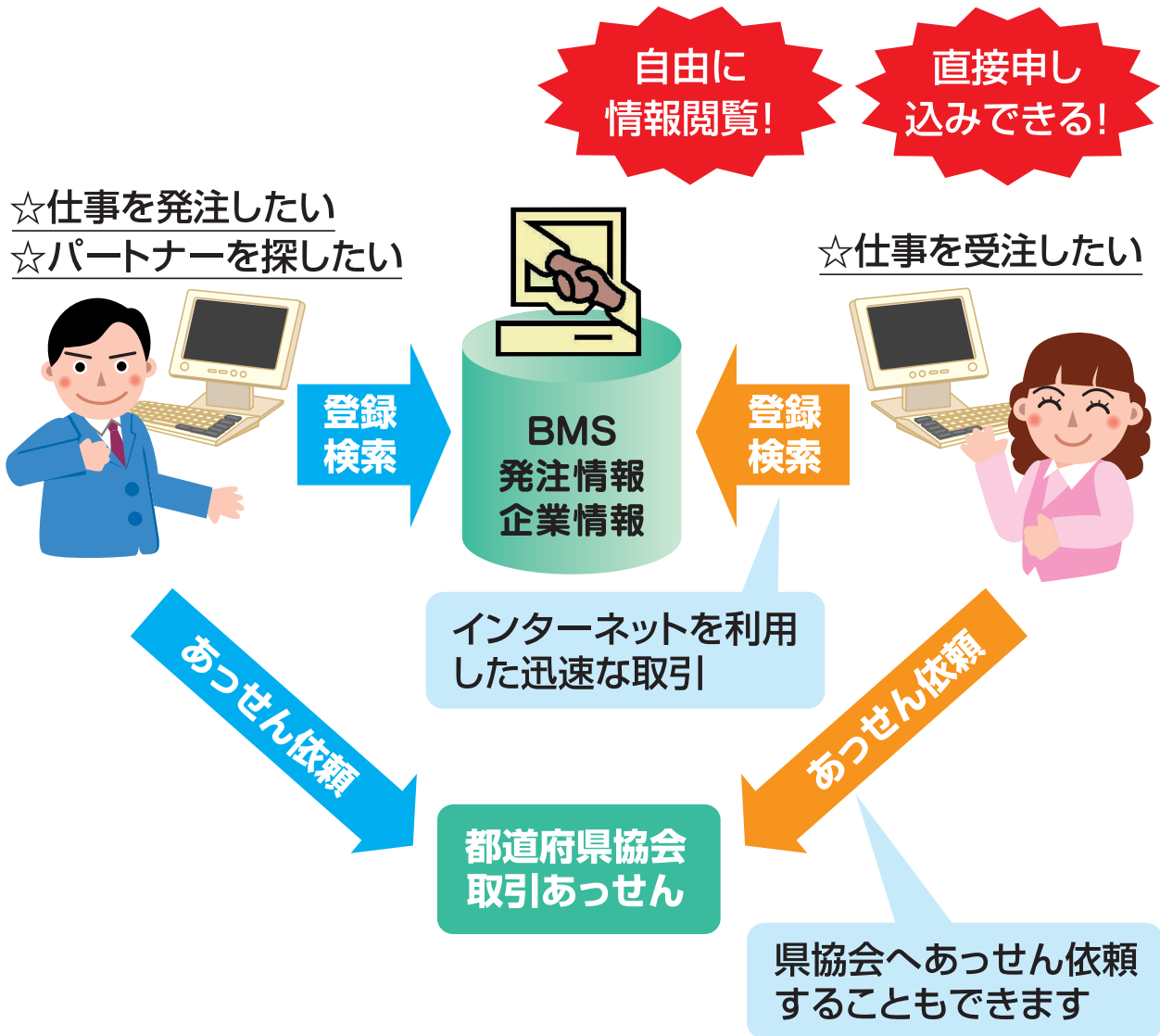
【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1669(直)

取引あっせん

財団法人全国中小企業取引振興協会及び各都道府県下請企業振興協会は、下請事業者の販路拡大を支援するため、きめ細やかな取引あっせんを行っています。

また、インターネットを用いた取引あっせんシステム(ビジネス・マッチング・ステーション(BMS))により、利用者自ら、直接取引あっせん等の申込みを行うこともできます。(利用料・登録料無料)

<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>へアクセスしてください!



【問い合わせ先】(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688(直)
各都道府県下請企業振興協会(巻末参照)

なんでも相談ホットライン

全国共通 受付時間 月～金 9:00～19:00 土 10:00～15:00

0570-009111

※通話料は発信者側の負担となります
※携帯電話(一部除く)、自動車電話、PHSからはご利用になれません

下請代金法・下請振興法、その他下請中小企業政策全般

中小企業庁	事業環境部	取引課	TEL.03-3501-1669 (直通)
北海道経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.011-709-1783 (直通)
東北経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.022-222-2425 (直通)
関東経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.048-600-0325 (直通)
中部経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.052-951-2748 (直通)
近畿経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.06-6966-6023 (直通)
中国経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.082-224-5661 (直通)
四国経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.087-811-8529 (直通)
九州経済産業局	産業部	中小企業課	TEL.092-482-5447 (直通)
沖縄総合事務局	経済産業部	中小企業課	TEL.098-866-1755 (直通)

下請代金法

公正取引委員会 企業取引課 TEL.03-3581-3373 (直通) <http://www.jftc.go.jp>

取引あっせん・ビジネスマッチングステーション、下請かけこみ寺

(財)全国中小企業取引振興協会 TEL.03-5541-6688 (直通) <http://www.zenkyo.or.jp/>
TEL.03-5541-6655 (下請かけこみ寺本部:専用ダイヤル)

各都道府県下請企業振興協会 <http://www.zenkyo.or.jp/association/index.htm>

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

各業種別ガイドラインの内容につきましては、以下の業所管課へお問い合わせください。

TEL.03-3501-1511 (代表)

- 【素形材】製造産業局 素形材産業室
- 【自動車】製造産業局 自動車課
- 【産業機械・航空機等】製造産業局 産業機械課、航空機武器宇宙産業課
- 【繊維】製造産業局 繊維課
- 【情報通信機器】商務情報政策局 情報通信機器課
- 【情報サービス・ソフトウェア】商務情報政策局 情報処理振興課
- 【広告】商務情報政策局 文化情報関連産業課
- 【建設業】国土交通省 総合政策局 建設業課 TEL.03-5258-8277 (代表)

相談室

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談等にお答えします。

● 中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667 (直通)

編集・発行

中小企業庁広報室 〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>